

# 再開発は今後も追及、議会改革も市民目線で追求

## 住民投票を否決し「民意反映」拒んだ市議会へ声明

明石駅前の再開発計画の賛否を住民投票で問うことを2万196名の有効署名を添えて求めた市民の直接請求を、明石市議会が11月22日に反対多数で否決してから1カ月を経ました。駅前再開発・住民投票の会はこの間、世話人会と市民集会を重ねて今後の対応を検討してきました。

その結果、今後とも駅前再開発の問題点を追及し抜本的な計画見直しを求めていくとともに、市民の意思を反映できる市議会へ市民の目線からも一層の改革を進めていくよう、運動組織を再構築していくことになりました。年明け1月27日（日）に総会を兼ねた市民集会を開き、新しい運動団体を発足させ、活動の方針を明らかにします。

これに先立ち、住民投票を否決し「民意の反映」を拒んだ市議会へ抗議の意思を込めた「声明」を12月24日発表しました。声明は、議会本来の役割を果たす識見と責任意識を欠いた審議や、市民からの問いかけに正面から応えなかった議会運営の在り方を糾弾し、市民の負託に応えられる議会へ市民の立場から改革を求めていくことを宣言しています。（裏面に声明全文を掲載）

## 3月議会へ市が常設型住民投票条例提案へ

### 総務常任委員会に考え方を説明、議会側は「あまりに拙速」と反発

明石市は12月17日に開かれた総務常任委員会に、常設型住民投票条例の制定についての基本的な考え方を提示しました。2010年4月に施行した自治基本条例の14条に規定しながら手続きを定める条例を制定していなかったことについて、11月の臨時市議会で泉市長が「違憲状態を放置してきた責任を感じる」と陳謝、早期制定の意向を表明していたもので、駅前再開発の住民投票直接請求があぶり出したものです。

この中で市は先行自治体の事例を参考に、①投票の対象事項 ②市長や議会の発議権 ③住民は発議に必要な署名数 ④投票権者の年齢要件 ⑤国籍条項 ⑥意見表明の方法 ⑦投票の成立要件 ⑧住民運動の規制の可否一等について、複数の案から採用したい案を明らかにしています。

とくに、重要な必要署名数は「市町村合併の特例法における合併協議会設置の住民投票署名数の要件にならって1/6（約4万人）が適当」としています。また、投票者の年齢は地方自治法上の直接請求権にない20歳以上、国籍条項も定住外国人を除外しています。

ハードルを高くすることによって、事実上使えない条例をつくっても意味はありません。何よりも、市民が権利として使う条例制定の過程で、市民の参画なしに決めることが最大の問題点になりそうです。

## 駅前再開発と住民投票請求否決を考える市民集会

日時 2013年1月27日（日）13時30分～16時30分

会場 サンライフ明石 2階研修室（JR西明石駅南、徒歩5分）

内容 直接請求運動を振り返って/今後の運動方針/再開発問題の追及/議会改革等

※どなたでも参加できます。再開発、住民投票、市議会改革等に関心のお持ちの方歓迎！